

看護職員需給見通しの今後の進め方について（案）

1. 看護職員需給見通しについて

- 看護職員については、これまで、医療提供体制の変化等を踏まえた看護職員の需給見通しに基づき、看護師等の養成や就業者数の確保を図っており、概ね5年ごとに通算7回にわたり需給見通しを策定してきた。
第7次需給見通しは、平成23年から27年までの5年間について策定された。その策定方法については、医療機関等へ調査を行い、都道府県が需要数・供給数について都道府県ごとに積み上げを行い、厚生労働省で取りまとめを行った。
- 平成28年以降の看護職員需給見通しの策定の在り方等を検討するため、「看護職員需給見通しに関する検討会」を開催した。
【検討会の検討事項】
 - （1）看護職員需給見通しの策定
 - （2）長期的な看護職員需給見通しの推計
 - （3）看護職員確保対策の検討
- 平成26年12月1日に開催した第1回検討会では、
 - ① 都道府県が策定する地域医療構想を盛り込む、平成30年からの都道府県の地域医療計画との整合性の観点から、平成30年からの需給見通しを策定すること
 - ② 次期需給見通しは平成28、29年の2ヵ年として、第7次需給見通し等の策定時に行った医療機関等への調査は行わず、簡易な方法により策定することとされ、②について検討会で引き続き議論することとされた。
- その後、都道府県においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）の医療需要を踏まえた地域医療構想の策定が進められている。
この地域医療構想の策定による病床の機能分化・連携に対応していくためには、看護職員のみならず医師やリハビリ関係職種を含めた医療従事者の需給について、見直しを検討することが必要となった。
- このため、地域医療構想との整合性の確保等の観点を踏まえ、医師及び看護職員等の医療従事者の需給を見通し、医療従事者の確保対策等について検討するため、「医療従事者の需給に関する検討会」を開催することとし、平成27年12月10日に第1回検討会が開催された。
【検討会の検討事項】
 - （1）医療従事者の需給の見通しについて
 - （2）医療従事者の確保策、地域偏在対策等について

- 看護職員の需給見通しについては、新たに開催する「医療従事者の需給に関する検討会」の「看護職員需給分科会」において、地域医療構想における 2025 年の医療需要等を踏まえて今後検討する。

これに伴い、平成 28、29 年の 2 ヶ年の看護職員需給見通しは策定せず、「看護職員需給見通しに関する検討会」は、「看護職員需給分科会」へ検討事項を引き継いで終了する。

2. 看護職員確保対策について

- 看護職員確保対策は、看護職員需給見通しを策定し、その達成のための対策を講じることを基本として実施してきた。

こうした観点から、国及び都道府県において、今後とも、看護職員需給見通しの策定及び看護職員確保対策を行っていく。

- 社会保障・税一体改革の試算では、平成 37 年（2025 年）に看護職員が約 196 万人～約 206 万人必要とされており、今後、仮に 3 万人／年のペースで増加しても、約 3 万人～13 万人分のギャップが生じるとされている。

この試算も念頭に置いて、国において、看護職員の復職支援や離職防止・定着促進等のための看護職員確保対策を引き続き行っていく。

- 都道府県においては、平成 29 年度までの現行の地域医療計画等をもとに看護職員確保対策が実施されるが、国においては、1. の看護職員需給見通しの今後の進め方について都道府県への十分な説明を行うとともに、都道府県の実情に応じて必要な助言等を行う。